

錦江町農業委員会 11 月定例総会会議録

○ 開催日時 令和 3 年 11 月 25 日（木） 午後 1 時 3 0 分から

○ 開催場所 本庁 2 階会議室

○ 委員（農業委員 14 人、農地利用最適化推進委員 8 人）

会長	1 番	宿利原 勝吉
会長代理	2 番	鈴 一磨
委員	3 番	徳永 哲朗
委員	4 番	毛下 利美
委員	5 番	鳥越 秀一
委員	6 番	元丸 敏朗
委員	7 番	寺田 郁哉
委員	8 番	貫見 和洋
委員	9 番	内菌 雄治
委員	1 0 番	鍋 康博
委員	1 1 番	本釜 好子
委員	1 2 番	宿利原 進
委員	1 3 番	安水 純一
委員	1 4 番	坂元 博美

農地利用最適化推進委員	内菌 政文
農地利用最適化推進委員	山中 徹
農地利用最適化推進委員	水流 佳文
農地利用最適化推進委員	竹原 政洋
農地利用最適化推進委員	畠中 正秋
農地利用最適化推進委員	折小野 道男
農地利用最適化推進委員	横原 利己
農地利用最適化推進委員	弓指 義洋

○ 欠席

農業委員 元丸委員

○事務局職員 事務局長 落司 毅 書記 折久木まり子・山下 友幸

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第25号 農地法第3条許可申請について

議案第26号 農地法第5条許可申請について

議案第27号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用
集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第28号 非農地証明願いについて

○事務局長	それではただいまから、令和3年11月の錦江町農業委員会定例総会を開催いたします。そのままです。姿勢を正してください。一同礼。 まず顕彰朗読を4番の毛下委員よりお願いします。
○毛下委員	憲章朗読
○事務局長	はい、ありがとうございます。では会長挨拶をお願いいたします。
○会長	皆さん、こんにちは。今年もあと1カ月となっておりますが、皆様におかれましては本日の総会に出席いただきご苦労さまでございます。それでは、ただいまより令和3年11月の錦江町農業委員会の議事を開会いたします。元丸委員から欠席の報告が来ておりますが、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により総会は成立していることをお知らせします。それでは錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に5番、鳥越委員と7番、寺田委員を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。次に、「会務報告について」を議題としますので、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局長	はい、では1ページをごらんいただきたいと思います。まず11月2日ですが農業会議の巡回訪問がございました。事務局で対応しております。続いて8日、大隅地域農地利用推進検討会が鹿屋市で行われたところでございます。次に11日、町認定農業者会役員会が本庁で開催されました。翌日の12日ですけれども肝属地区農業者年金受給者会研修ということで霧島へ行ってまいりました。15日、議会の初日でございました。次いで16日、議会一般質問。18日ですけれども、現地調査、5条の許可申請があった分を調査しております。続いて19日、最終議会でございました。24日、非農地証明願が出ておりますのでその現地を調査したところです。本日25日ですけれども、11月定例総会でございます。明日ですけれども県職員協議会の研修が鹿児島市でございます。私と折久木が出席いたしますので事務局は明日1日不在となりますので、よろしくお願いいたします。最後に30日ですけれども農業者年金地区別合同会議が鹿屋市で開催されるところです。会務報告は以上です。
○会長	ただいまの会務報告について質問等ありませんか。
○安水委員	はい。研修会が漏れていませんか
○事務局長	失礼しました。せっかく皆さん方が、お忙しい中、行っていただいたのですが漏らしてございました。ここに研修があったことを記入していただきたいと思っております。
○会長	ほかにありませんか。
○委員	無し
○会長	無いようですので以上で会務報告を終わり付議事項に入ります。議案第25号「農地法第3条許可申請について」を議題としますので、説明をお願いいたします。

○事務局長	はい、農地法第3条許可申請についてということですが、資料は2ページと3ページでございます。3ページをごらんいただきたいと思います。受付番号9番のほうから説明をいたします。譲渡人が〇〇さん、南大隅町の方でございます。申請に係る土地は大字田代麓字宇都地番が2,507地目は、台帳現況ともに田でございます。地積が1,330㎡、譲受人は〇〇さん、鹿屋市の方でございます。続いて受付番号10番ですが、譲渡人が〇〇さん、昇陽自治会の方でございます。申請に係る土地ですが大字田代麓字須崎683の3、地目は台帳、現況ともに田でございます。地積は1,441㎡、譲受人は〇〇さんとなっております。事務局の説明は以上です。
○会長	受付番号9番について折小野推進委員の報告をお願いいたします。
○折小野推進委員	はい、譲受人の〇〇さんは米づくりに一生懸命になっておりまして、いま、大根占の白玉酒造に勤めている方でございます。仕事の間で米づくりに励んでらっしゃいます。畔払いとかもうきれいにしていらっしゃいますので何ら問題はないと思います。よろしく申し上げます。
○会長	次に、受付番号10番については鍋委員の報告をお願いいたします。
○鍋委員	説明いたします。まず場所ですが、この農地は田代運動公園の近くで、公園内のテニスコートの外側に広がっている畑の一角になります。この案件の譲渡人と、譲受人の方たちは親戚関係に当たります。譲受人の〇〇さんは勤めながらの兼業農家です。そのために日常の農作業は、両親が米づくりと生産牛6頭の飼育をされております。譲渡人の〇〇さんは、現在94歳の高齢の方で、近年、家族間で農地の処分の件で、売却も含めて話し合いをされておられたそうです。このようなことから、同居されている娘さんから、私に斡旋の相談がありました。そこで親戚関係でもあり、この土地を長年耕作されてきておられ、またこの辺一帯を集積されてこられている〇〇さんに相談を持ちましたところ、幸いに双方との方向性が一致しまして成立いたしました。ここは農用地区域外で、また2種農地であることから何ら問題はないものと思います。最後に価格については〇〇円で決定しました。以上です。
○会長	事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	無し
○会長	質疑なしと認め採決をいたします。お諮りします。議案第25号については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	無し
○会長	異議なしと認めます。したがって議案第25号については原案のとおり許可することに決定しました。続いて議案第26号「農地法第5条許可申請について」を議題とします。説明をお願いいたします。
○事務局長	はい。資料は4ページから12ページまでにわたっております。まず申請人の方でございますけれども、5ページをごらんいただいて、〇〇さんと〇〇さんの方でございます。申請に係る土地は神川字大馬瀬330の1、地目は台帳、現況とも

	<p>に畑でございます。地積が 206 m²となっております。転用目的は駐車場、車両運搬車を置くということでございますけれども、その理由といたしましては、申請人の〇〇さんは鳥浜自治会に拠点を置く事業所で、事業に必要な車両運搬車を置くための駐車場を整備するためとなっております。場所につきましては、5 ページや 6 ページ、7 ページよりも 8 ページをごらんいただいたほうがわかりやすいかと思えます。左側にあるのが医師会立病院でございます。医師会立病院から鳥浜自治会の中央部分に行く途中の、ここが申請地でございます。申請人の〇〇さんはその斜め下で自動車整備工場を営んでおられる方でございます。こういった形で使うかというのは、11 ページをごらんいただければいいかなと思えます。説明は以上です。</p>
○会長	次に、内菌委員の報告をお願いいたします。
○内菌委員	<p>今事務局が言われましたけど、5 ページから 12 ページを見てもらって、1 番わかりやすいのは 8 ページ・9 ページですけど、8 ページを見てもらって、11 月 18 日に事務局 2 人と、徳永委員と 4 人で、現地調査に行っていました。この土地の写真を見てもらって左下にあるのが〇〇です。〇〇さんが車両運搬車を置くために購入された土地です。価格は〇〇円になります。この土地は約 10 ヘクタールの鳥浜水田に付随する第 1 種農地ですが、この写真を見てわかるとおり、周りは宅地で、権利の移動及び転用に問題はないと思われま。審議のほどよろしくお願ひします。</p>
○会長	事務局の説明と、担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	無し
○会長	質疑なしと認め採決をいたします。お諮りします。議案第 26 号については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	無し
	<p>異議なしと認めます。したがいまして議案第 26 号については原案のとおり許可することに決定しました。続いて議案第 27 号「農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定による農用地利用集積計画の錦江町長に対する要請について」を議題としますが、ここでお諮りします。資料のとおり議案は 136 ページの審議となっていることから、事務局の説明と担当委員の報告は新規の案件のみとすることと、また公平な審議を行うため、委員の退席を求めなければならない案件もあることにより 10 回に分けて審議したいと思ひますが異議ありませんか。</p>
○委員	無し
○会長	異議なしと認めます。それでは受付番号 380 番から 404 番までについての説明をお願いいたします。
○事務局長	はいそれでは説明をいたします。まず、14 ページ 15 ページですけども、380 番から 388 番は継続案件でございます。お目通しをお願いいたします。次に 389 番ですけども、貸し人が〇〇さん、鹿屋市の方でございます。申請に

	係る土地は神川字琵琶ノ崎 5202、地目は畑でございます。地積が 5,140 m ² 、貸付期間が令和 3 年 12 月 15 日から令和 8 年 12 月 14 日まで、小作料金が〇〇円、借り人は〇〇会社、和歌山県の会社でございます。続いて 390 番から 404 番につきましては継続案件でございますのでお目通し願います。説明は以上です。
○会長	次に 389 番について、徳永委員の報告をお願いいたします。
○徳永委員	はい。〇〇会社につきましては、先月の総会でも報告しましたけれども、今まで個人で借りていたものを、今回、認定農業者への移行を表明して、認定農業者となるためには、個人ではなくて法人でなければだめということから、個人から法人で借り入れるという形になったものです。この〇〇さんの分は、既に 6 年前からずっと契約しておりますので何ら問題はないと思います。なお〇〇会社は、シキミの生産から販売までしている法人であります。よろしく願います。
○会長	事務局の説明と担当委員の報告がありました但質疑はありませんか。
○委員	無し
○会長	質疑なしと認め採決いたします。受付番号 380 番から 404 番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	無し
○会長	異議なしと認めます。したがって受付番号 380 番と 404 番については原案のとおり許可することに決定しました。次に受付番号 405 番から 419 番について審議しますので説明をお願いいたします。
○事務局長	はい。それでは 405 番から 419 番の説明ですけれども、405 番から 410 番につきましては継続案件でございますのでお目通し願います。411 番から 414 番ですが、貸し人は〇〇さん、鹿屋市の方でございます。申請地が 4 筆ございます、お目通し願いまして、4 筆合わせて 3,412 m ² となっております。貸付期間が令和 3 年 12 月 1 日から令和 8 年 12 月 14 日まで、小作料金につきましては全部で〇〇円と、プラス水利費となっております。借り人は〇〇さん、六反田自治会の方でございます。415 番から 419 番については、継続案件でございますので、お目通しをお願いします。説明は以上です。
○会長	次に、411 番から 414 番について鳥越委員の報告をお願いいたします。
○鳥越委員	はい。〇〇さんは 19 歳という若い青年でございます。〇〇さんの息子で、今度新たに新規就農青年の、申し込みをされ、今度新しく野菜を自分で経営するということで借りました。この土地はもともと、この〇〇さんの兄弟の土地でしたけれども、本人さんが今度亡くなられ、そこが荒れるということで〇〇さんが借りることになりました。何ら問題はないと思いますのでよろしく願います。
○会長	ありがとうございます。事務局の説明と担当委員の報告がありました但、質

	疑ありませんか。
○委員	無し
○会長	質疑なしと認め採決をいたします。受付番号 405 番から 419 番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	無し
○会長	異議なしと認めます。したがって受付番号 405 番から 419 番については原案のとおり許可することに決定しました。次に受付番号 420 番から 446 番について審議しますので説明をお願いいたします。
○事務局長	はい、では 420 番と 421 番について説明をさせていただきます。貸し人が○ ○さん、南大隅町の方でございます。申請地につきましては馬場字天松院ノ下 が 2 筆合わせて 1,369 m ² でございます。貸付期間が令和 3 年 12 月 1 日から令 和 8 年 12 月 14 日まで、小作料金については 2 筆合わせて○○円でございます。 借り人は○○さん、中西自治会の方でございます。続いて 422 番ですが貸し人 が○○さん、鹿屋市の方でございます。申請地は馬場字西ノ下 868、地目が田、 地籍が 1,474 m ² 、貸付期間が令和 3 年 12 月 1 日から令和 8 年 12 月 14 日まで、 小作料金は○○円、借り人は○○さん、鹿屋市の方でございます。423 番から 19 ページの 446 番までは継続案件でございますのでお目通しを願いたいと思 います。事務局の説明は以上です。
○会長	次に 420 番から 421 番と 422 番については、寺田委員の報告をお願いいたし ます。
○寺田委員	報告申し上げます。420 番と 421 番ですが、これは二、三年前より「貸した い」であっせんが出ておりましたけれども、なかなか、三角の田んぼであって、 水が出るということで借り手がいなかったものですから、○○さんがたまたま 隣で裏作をつくっているということで相談に行きまして、了承してもらったよ うな感じです。○○さんは田んぼの畔とかいうのをちゃんと管理されていても 問題ないものと思います。422 番の件ですが、これは馬場地区水田を借りたい というあっせんが出ていたものでございまして、この○○さんも鹿屋から通っ てくるわけですがけれども、朝早くから遅くまで、本当に一生懸命頑張ってお りますので、問題ないものと思います。終わります。
○会長	ありがとうございました。事務局の説明と担当委員の報告がありましたが質 疑はありませんか。
○委員	無し
○会長	質疑なしと認め採決します。受付番号 420 番から 446 番については原案のと おり許可することに異議ありませんか。
○委員	無し

○会長	異議なしと認めます。したがいまして受付番号 420 番から 446 番については原案のとおり許可することに決定しました。次に受付番号 447 番から 468 番について審議しますので、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局長	はい、では説明をいたします。まず 447 番でございますが、貸し人が〇〇さん、〇〇に入所されている方でございます。申請地は神川字高城 1,582 の 1、地目は畑でございます。申請に係る地積につきましては、3 万 303 ㎡のうち 8,000 ㎡となっております。貸付期間が令和 3 年 11 月 26 日から令和 6 年 12 月 14 日まで、小作料金は〇〇円、借り人は〇〇さん、塩屋自治会の方でございます。448 番から 468 番につきましては継続案件でございますのでお目通しをお願いいたします。事務局の説明は以上です。
○会長	次に、447 番について本釜委員の報告をお願いいたします。
○本釜委員	はい、報告いたします。447 番、こちらの前耕作者は〇〇さんでしたが、〇〇さんの手が回らない状態ということで、いろんな野菜作りをしている〇〇さんに借りてもらえないかと相談したところ、快く引き受けてくださいました。圃場もきれいにされていました。どうぞよろしくをお願いいたします。以上です。
○会長	事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑ありませんか。
○委員	無し
○会長	質疑なしと認め採決します。受付番号 447 番から 468 番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	無し
○会長	異議なしと認めます。したがいまして受付番号 447 番から 468 番については原案のとおり許可することに決定しました。次に受付番号 469 番から 497 番について審議しますので説明をお願いいたします。
○事務局長	はい。469 番から 471 番ですが、貸し人が〇〇さん、木原自治会の方でございます。申請地が 3 筆ございますのでお目通し願いまして 3 筆で 1,653 ㎡、貸付期間が令和 3 年 12 月 15 日から令和 6 年 12 月 14 日まで、小作料金は〇〇円、借り人は〇〇さん、盤山自治会の方でございます。472 番から 480 番までは継続案件ですのでお目通し願いまして、481 番から 483 番ですが、貸し人が〇〇さん、桜原自治会の方でございます。申請地が 3 筆ございますのでお目通し願いまして、3 筆合わせて 5,862 ㎡、貸付期間が令和 3 年 12 月 15 日から令和 13 年 12 月 14 日まで、小作料金は〇〇円、借り人が〇〇さん、皆倉自治会の方でございます。すいません、480 番を抜かしておりました。480 番、貸し人が〇〇さん、桜原自治会の方でございます。申請地は神川字西道原二 4,057、地目は畑、地積が 4,550 ㎡、貸付期間が令和 3 年 12 月 15 日から令和 8 年 12 月 14 日まで、小作料金は〇〇円、借り人は〇〇会社、和歌山県の会社でございます。484 番から 497 番につきましては継続案件でございますので、お目通し願います。説明は以上です。

○会長	次に、469 番から 471 番について坂元委員の報告をお願いいたします。
○坂元委員	報告します。これらの農地の名義人は〇〇さんという方ですけども、10 月初めに亡くなられて、相続人である妹さんが貸し人となっています。生前に田畑さんから、「入院中であり〇〇さんに農地の利用管理をお願いしているので利用権設定の手続を進めてほしい」という旨の連絡を受けておりましたが、間もなく亡くなられて、時を置いて相続権者である兄弟の方を貸し人として利用権設定を求めるものです。借り人の〇〇さんは野菜等を作付され、農作業機械も所有されており、農地の管理に当たっては問題ないと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。
○会長	次に、480 番から 483 番について水流推進委員の報告をお願いいたします。
○水流推進委員	480 番につきましては、私のほうで手続をしておりませんが。
○事務局長	はい、先ほどの徳永委員の説明で十分かと思います。
○水流推進委員	次に 481 番から 483 番桜原の〇〇さん、長い間、遊休農地として大分荒れていたのですが、誰か只でもいいからつくってくれる人がいないかということで、ちょうど〇〇さんが畜産の規模拡大中で、飼料畑がいるだろうと思って、私のほうから相談をしました。そして、お父さんが重機を持っているので自分で造成をしているところです。最初は 5 年と言ったのですが、5 年ではちょっと合わないなということで、〇〇さんに連絡しまして 10 年の契約をし直しました。よろしく申し上げます。
○会長	事務局の説明と担当委員の報告がありました。質疑はありませんか。
○委員	無し
○会長	質疑なしと認め採決いたします。受付番号 469 番から 497 番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	無し
○会長	異議なしと認めます。したがって受付番号 469 番から 497 番については原案のとおり許可することに決定しました。次に受付番号 498 番から 507 番については審議しますので説明をお願いいたします。
○事務局長	はい、それでは説明いたします。498 番から 500 番は継続案件でございますのでお目通しをお願いいたします。501 番ですが貸し人が〇〇さん、山下自治会の方でございます。申請地は田代麓字出口 2,904、地目が田、地積が 2,010 m ² 、貸付期間が令和 3 年 12 月 15 日から令和 8 年 12 月 14 日まで、小作料金は〇〇円、借り人は〇〇さん、山下自治会の方でございます。続いて 502 番から 506 番は継続案件ですので目通し願います。507 番について、貸し人が〇〇さん、重岳自治会の方でございます。申請地は田代麓字内ノ牧 5,138 の 285、地目が畑、申請に係る地籍につきましては 3,629 m ² のうち 3,000 m ² でございます。貸付期間が令和 3 年 12 月 15 日から令和 8 年 12 月 14 日まで、小作料金は〇〇円、借り人は〇〇会社、和歌山県でございます。説明は以上です。

○会長	次に、501 番について折小野推進委員の報告をお願いいたします。
○折小野推進委員	501 番について説明します。貸し人の〇〇さんは高齢で、もう田んぼが作れないということで、〇〇さんは親戚関係でございまして、作るということだったので、契約さしてもらいました。〇〇さんは畜産業を手がけていらっしゃる、大体 50 頭規模の生産牛をやっておられます。田んぼなんかの作付けも、きちんとやっていますので何ら問題はないと思います。審議のほうよろしくをお願いします。
○会長	ありがとうございます。次に 507 番について横原推進委員の報告をお願いいたします。
○横原推進委員	はい、報告をいたします。507 番につきましては先ほどありました 389 番、480 番と同じような件でございまして、個人から〇〇会社のほうに借りかえをするというような案件でございます。問題ないと思いますので審議のほどよろしくをお願いいたします。以上です。
○会長	ありがとうございます。事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	無し
	質疑なしと認め採決をいたします。受付番号 498 番から 507 番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	無し
○会長	異議なしと認めます。したがって受付番号 498 番から 507 番については原案のとおり許可することに決定しました。次に受付番号 508 番から 510 番について審議しますが、公正な審議とするため、〇〇委員の退席をお願いいたします。では事務局の説明をお願いいたします。
○事務局長	はい、では 508 番から 510 番について説明をさせていただきます。 貸し人が〇〇さん、厚ヶ瀬自治会の方でございます。申請地は 3 筆ございます。同じ字でございますのでお目通しを願います。3 筆合わせて 1 万 4,960 m ² となっております。貸付期間が令和 3 年 12 月 15 日から令和 8 年 12 月 14 日まで、小作料金については全部で〇〇円、借り人は〇〇さん、宿利原自治会の方でございます。事務局の説明は以上です。
○会長	次に担当員の報告ですがこの案件は私が報告をいたします。〇〇さんは皆さんもご存じのとおり〇〇さんの息子さんでございます。錦江町の定める条件を全てクリアしており、何ら問題はないかと思われま。事務局の説明と担当委員の報告がありましたが質疑はありませんか。
○委員	無し
○会長	質疑なしと認め採決いたします。受付番号 508 番から 510 番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	無し

○会長	異議なしと認めます。したがいまして受付番号 508 番から 510 番については原案のとおり許可することに決定しました。ここで○○委員の入室を認めます。次に受付番号 511 番について審議しますが、公平な審議とするため○○委員の退席をお願いいたします。551 番について事務局の説明をお願いします。
○事務局長	511 番ですが、貸し人が○○さん、大阪府の方でございます。申請地は馬場字西ノ下 884 の 1、地目が田、地積が 775 m ² 、貸付期間が令和 3 年 12 月 15 日から令和 8 年 12 月 14 日まで、小作料金が○○円、借り人は○○さん、塩屋自治会でございます。説明は以上です。
○会長	次に鳥越の報告をお願いいたします。
○鳥越委員	○○さんは○○委員の配偶者です。継続案件でもあり問題はないと思います。
○会長	事務局の説明と担当委員の報告がありました。質疑ありませんか。
○委員	無し
○会長	質疑なしと認め採決をいたします。受付番 511 番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	無し
○会長	異議なしと認めます。したがいまして受付番号 511 番については原案のとおり許可することに決定しました。ここで○○委員の入室を認めます。次に受付番号 542 番と 513 番について審議しますが、公正な審議とするため、○○推進委員と○○委員の退席をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。
○事務局長	はい、それでは 512 番から説明をいたします。貸し人が○○さん、下自治会です。申請に係る土地が田代麓字長尾 3,310 の 1、地目が畑、地積が 2,317 m ² 、貸付期間が令和 3 年 12 月 15 日から令和 8 年 12 月 14 日まで、小作料金が○○円、借り人は○○さんでございます。続いて 513 番、貸し人が○○さん、鹿屋市の方でございます。申請地は城元字集り 1,367 の 1、地目が田、地籍が 1,551 m ² 、貸付期間が令和 3 年 12 月 15 日から令和 8 年 12 月 14 日まで、小作料金は○○円、借り人は○○さんでございます。説明は以上です。
○会長	次に、512 番 513 番について寺田委員の報告をお願いいたします。
○寺田委員	報告申し上げます。512 番の譲受人の○○さんですが、大規模的な農業をやっておられまして問題ないものだと思います。513 番の○○さんですが、皆さんもご存じの推進委員でございます。管理全て錦江町が定める条件は満たしているものと思いますので何ら問題ないものと思います。審議のほどよろしく申し上げます。
○会長	事務局の説明と担当委員の報告がありました。質疑ありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決いたします。受付番号 512 番と 513 番については原案の

	とおり許可することに異議ありませんか。
○委員	無し
○会長	異議なしと認めます。したがいまして受付番号 512 番と 513 番については原案のとおり許可することに決定しました。ここで○○推進委員と○○委員の入室を認めます。次に 514 番と 515 番を審議しますので、○○委員の退席をお願いいたします。では説明をお願いいたします。
○事務局長	はい 24 ページをごらんいただきたいと思います。514 番の貸し人が○○さん、旭町自治会の方でございます。申請地は田代麓字波原田 1,460 の 1、地目が田、地積が 1,070 m ² 、貸付期間が令和 3 年 12 月 15 日から令和 8 年 12 月 14 日まで、小作料金につきましては○○俵、借り人が○○さん、中村自治会の方でございます。続いて 515 番の貸し人が○○さん、池野自治会の方でございます。申請地は田代川原字大長野 4,201 の 4、地目が田、地籍は 2,146 m ² 、貸付期間が令和 3 年 12 月 15 日から令和 8 年 12 月 14 日まで、小作料金は○○円、借り人は○○さん、猪鹿倉自治会の方でございます。説明は以上です。
○会長	次に、514 番と 515 番について折小野推進委員の報告をお願いいたします。
○折小野推進委員	はい。説明します。この借主の○○さんは皆さんもご存じのとおり農業委員でございます。生産牛を主にやっておられます。作付けなんかもきれいにしていってらっしゃいますので問題もないと思いますので審議のよろしく願います。
○会長	事務局の説明と、担当委員の報告がありましたが質疑ありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決いたします。受付番号 514 番と 515 番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	無し
○会長	異議なしと認めます。したがいまして受付番号 514 番と 515 番については原案のとおり許可することに決定しました。ここで○○委員の入室を認めます。次に議案第 28 号非農地証明願について審議しますので説明をお願いいたします。
○事務局長	では次 16 ページをごらんいただきたいと思います。受付番号は 3 番、申請日は令和 3 年 11 月 16 日でございます。申請人は○○さん、鶴園自治会の方でございます。申請に係る土地ですけれども、田代川原字丸尾 1,745 の 1、地目につきましては台帳が田、現況が原野、地積が 1,147 m ² となっております。この地番につきましては、昨年度の利用状況調査で B 判定とされていた土地でございます。
○会長	次に弓指推進委員の報告をお願いいたします。
○弓指推進委員	はい、それでは説明させていただきます。場所は、田代の馬渡橋というのがあるのですが、三共建設から、平石のほうへ入り、小川ダムよりちょっと上で

	<p>すけど、その上のほうに見える建物があるのですが、ここで町の畜産共進会をしています。そこを奥に入っていくところに豚小屋があります。その横ですが、この土地は、もともと横に溝があって湧き水がして、それで、こちら辺はずっと田んぼをつくっていたのですが、三面張り側溝になってから水が田んぼに乗らなくなって、一時はポンプアップしながら作っていたのですが、余りにもお金がかかるということで皆さんがやめて、それからずっと荒れた状態です。転用については何ら問題ないと思いますのでよろしくお願ひいたします。</p>
○会長	事務局の説明と担当委員の報告がありました。質疑ありませんか。
○委員	無し
○会長	質疑なしと認め採決をいたします。議案第 28 号については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	無し
○会長	異議なしと認めます。したがって議案第 28 号については原案のとおり決定しました。以上で令和 3 年 11 月の錦江町農業委員会の定例総会の付議事項の協議を終了いたします。
○事務局長	では姿勢を正してください。以上で 11 月の定例総会を終了いたします。一同礼。ご苦労さまでした。

錦江町農業委員会会議規則第 23 条第 2 号の規定により署名する。

会 長

5 番

7 番

議事録調整者